



# 地区計画とは

みんなでつくるまちづくりのルールです

「まちづくり」という言葉には様々な意味が込められていますが、ここでは、主に建物の建て方などを中心に考えるまちづくりとして**地区計画**をご紹介します。

地区計画は、住民のみなさんと行政が一体となってまちづくりを進める都市計画制度で、都市全体の土地利用ルールである**用途地域**に加え、その地域の特性に合わせたきめ細かなルールを決めることができます。

札幌市では、市全体の都市づくりの方向性を定めた「第2次札幌市都市計画マスタープラン」(平成28年3月策定)を踏まえながら、今後も、住民のみなさんと共に、地区計画を含めた地域のまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。



第5回(平成3年)都市景観賞受賞  
決定番号35 真栄第二地区  
(清田区真栄4条2丁目周辺)

## 札幌市の地区計画決定数

札幌市では昭和58年(1983年)の「もみじ台団地地区計画」以来、155地区の地区計画を決定しています。(平成29年4月1日現在)

みんなでつくれた地区計画を守り育てていくために…  
「地区計画の届出」をしましょう。

### 地区計画が定められている区域で

- 建築物の新築、増改築
- 車庫や物置の設置
- へいや垣の設置
- 屋外広告物の設置

このような工事をするときは、「建築確認申請」とは別に、工事にかかる30日前までに札幌市に「**地区計画の届出**」をしてください。

この「届出」によって、工事の内容が地区計画のルールに適合しているかを確認し、区域内の良好な住環境の維持・保全を実現します。

なお、市街化調整区域内については「地区計画の届出」や「建築確認申請」のほかに「建築許可申請」が必要となる場合があります。

### 「地区計画の届出」については

都市局建築指導部建築安全推進課へ

(市役所本庁舎2階 211-2867)

### 「建築確認申請」については

都市局建築指導部建築確認課へ

(市役所本庁舎2階 211-2846)

### 「建築許可申請」については

都市局市街地整備部宅地課へ

(市役所本庁舎2階 211-2512)

その他、地区計画についてご不明な点がありましたら、まちづくり政策局都市計画部地域計画課までお問い合わせください。

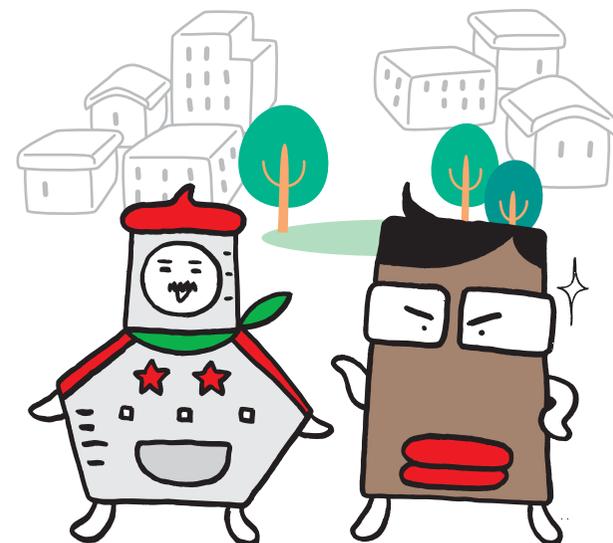
発行：平成29年(2016年)4月  
編集：札幌市まちづくり政策局都市計画部  
地域計画課(市役所本庁舎5階)  
電話：011-211-2545  
<http://www.city.sapporo.jp/shisei/kaihatsu/toshi/index.html>



02-005-16-446  
28-2-327

# 地区計画

みんなでつくるまちづくりのルール



『まち本』キャラクター  
時計台

『まち本』キャラクター  
市役所